

## 第2編 基本計画





# 第1章 計画の主要指標

## 第1節 将来人口

我が国の総人口は、平成20年の約1億2,800万人をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少が続き、平成72年には約8,700万人になると見込まれています。

本市の人口は、平成20年頃から87,000人前後で推移し、平成27年現在は87,155人となっており、近年は、自然増（出生と死亡の差）が社会減（転入と転出の差）を若干上回る傾向が続いています。

しかし、今後は、子どもを出産する年代（20～40歳を中心とした年代）の減少等に伴う少子化や、団塊世代（昭和22～24年に生まれた人）の年齢上昇に伴う高齢化の進行等により、人口減少社会を迎えることとなります。

子どもの出生数（合計特殊出生率※）や、子育て世代（30～49歳）の転出が転入を上回る現在の状況が続いた場合は、10年後の平成37年（第2次総合計画目標年次）には85,400人、45年後の平成72年には67,900人となり、現在から約19,300人、2割以上の人口が減る見込みです。

人口減少は、労働力人口の減少による産業の衰退、購買者の減少による消費市場や経済規模の縮小などにより、まち全体の活力の低下を招き、また、これらの要因が連鎖し、人口がさらに減少するといった負の循環へと陥り、市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあります。

静岡県が平成26年8月に実施した「少子化対策に関する県民意識調査」によると、結婚を希望する若者は8割を超え、既婚者が理想とする子どもの人数は2.43人でした。

本市の平成25年の合計特殊出生率は1.71と、全国平均の1.43や静岡県平均の1.53より高い状況にありますが、人口を維持するための水準となる人口置換水準2.07よりも低い状況です。

そのため、「第2次袋井市総合計画」や「輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略」などを基に、少子化対策による出生率の向上や定住・移住対策による社会移動の改善などといった施策を早期かつ重点的に実施することで、平成37年の目標人口を86,900人とし、平成72年では80,000人を維持することを目標とします。

※合計特殊出生率…1人の女性が生涯に生む子どもの人数のこと。

第1章  
第2章  
第3章  
第4章

第1編 基本構想  
第1章  
第2章  
第3章

第1章 計画の主要指標

第2章 行政経営方針

第3章 第1節 施策体系

第2節 政策1 子どもがすくやかに育つまちを

政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを

政策3 すまい快適で魅力あるまちを

政策4 産業活力みなぎるまちを

政策5 安全・安心に暮らしやすいまちを

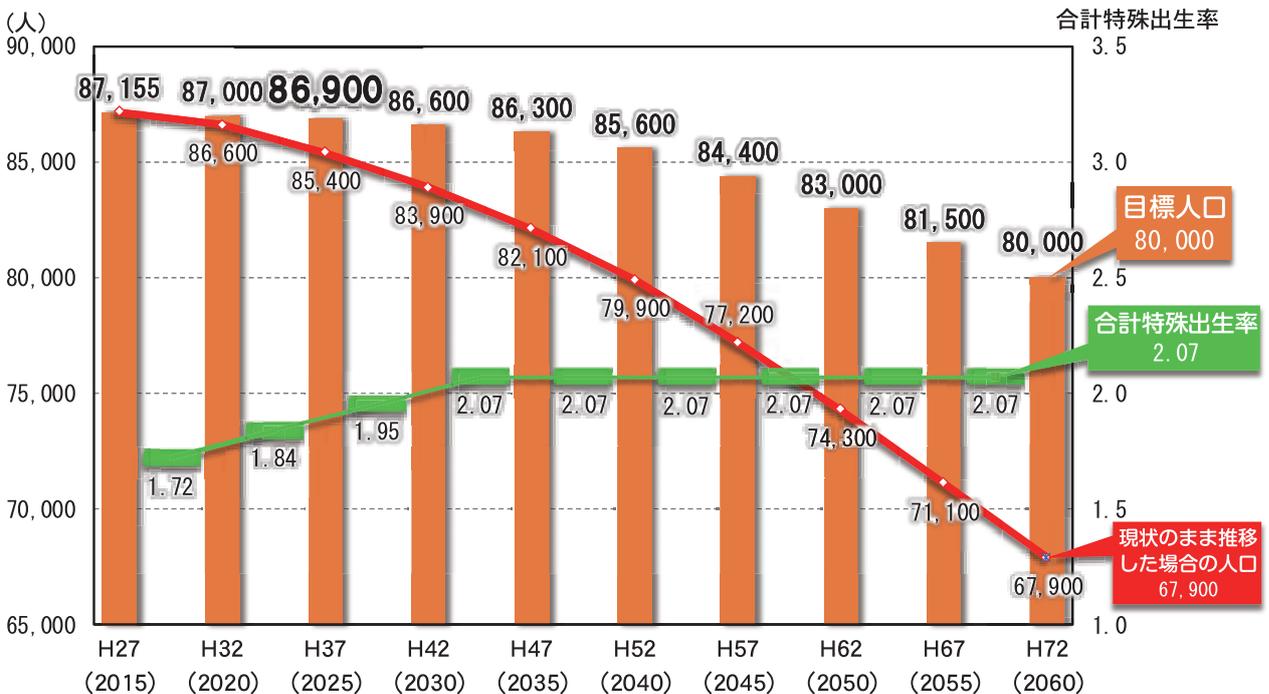
政策6 市民がいきいきと活躍するまちを

付属資料

目標人口に向けて、市民や企業・団体、行政などが、この人口減少に対する強い危機感を共有し、知恵と力を結集して、人口減少の抑制や、人口減少に適応したまちづくりに、総力を挙げて臨み、まちづくりの基本目標に掲げる「子育てするなら袋井市」、「定住するなら袋井市」、「市民力なら袋井市」と言われるまちを目指していくことが求められています。

人口減少を抑制するためには、転出による人口流出をとめることはもとより、将来において、人口を安定的に維持していくためにも、子どもや若い世代が住みやすいまちづくりを推進することが、これまで以上に重要となってきます。

## 平成37年の目標人口 86,900人



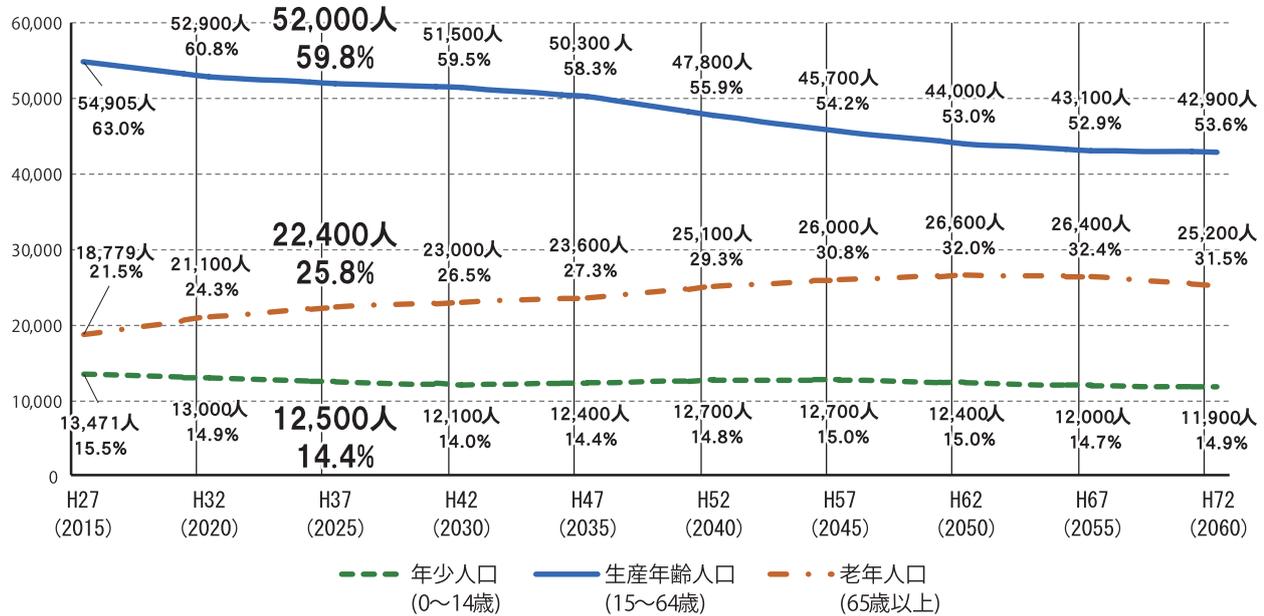
<b>推計方法</b>	住民基本台帳による人口を基礎に、コーホート要因法により算出
<b>合計特殊出生率</b>	平成27年現在の合計特殊出生率を1.72(平成21～25年の平均値)と仮定 平成27年から平成42年までに人口置換水準である2.07へと段階的に上昇させ、その後は一定と仮定
<b>移動率</b>	子育て世帯(0～9歳⇒5～14歳、30～49歳⇒35～54歳)について、平成27年から平成32年までは、社会移動による転出超過分を半減、その後は均衡(転入と転出の差が0)すると仮定

住民基本台帳による人口を基礎に、コーホート要因法により算出

平成27年現在の合計特殊出生率を1.72(平成21～25年の平均値)と仮定  
平成27年から平成42年までに人口置換水準である2.07へと段階的に上昇させ、その後は一定と仮定

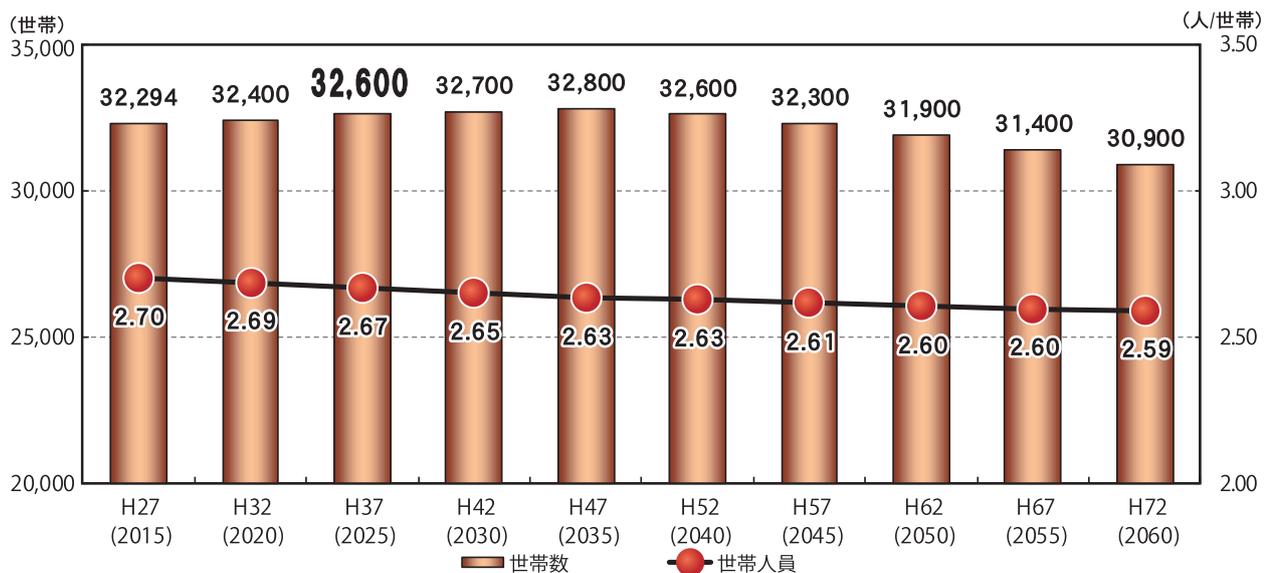
子育て世帯(0～9歳⇒5～14歳、30～49歳⇒35～54歳)について、平成27年から平成32年までは、社会移動による転出超過分を半減、その後は均衡(転入と転出の差が0)すると仮定

目標人口の3区分別人口は、合計特殊出生率が人口置換水準を下回ることから、年少人口割合は減少し、老年人口割合が増加すると考えられ、平成37年では、年少人口12,500人（14.4%）、生産年齢人口52,000人（59.8%）、老年人口22,400人（25.8%）となる見通しです。



## 平成37年の世帯数見通し 32,600世帯

目標人口の世帯数及び世帯あたり人員は、世帯の小規模化が今後も進むと考えられるため、平成37年の世帯数は32,600世帯、2.67人/世帯となる見通しです。



### 推計方法

住民基本台帳の平成22～27年の世帯あたり人員の実績値をもとに、将来世帯人員を推計  
 将来人口（目標人口）を将来世帯人員で割ることで将来世帯数を算出

第1章 序  
 第2章 第3章 第4章  
 第1編 基本構想  
 第1章 第2章 第3章  
 第1章 主要目標の計画  
 第2章 行政経営方針  
 第3章 第1節 施策体系  
 第2節 政策1 子育てがすこやかに育つまちを  
 政策2 健康長寿で暮らしを楽します  
 政策3 すまじく魅力あるまちを  
 政策4 産業活力をまかなす  
 政策5 安全・安心なまちを  
 政策6 市民が活躍するまちを

## 第2節 土地利用

### (1)土地利用の基本方針

土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させるとともに、農の風景を保全し、自然環境と調和のとれた景観形成を図ります。

本市でも、人口減少と少子高齢化は、長期的に進行することが見込まれています。そうした中でも、誰もが安全・安心にいきいきと暮らせるまちへと転換していくために、地域の特性に応じた様々な魅力と機能を集約した「拠点」を形成し、これらを効果的に結び合わせるまちづくりを進め、“将来を見据えた中長期的な視点に立ち、市民一人ひとりが暮らしやすい持続可能な土地利用の誘導”を目指し、次の6つを基本方針として市域全体の土地利用を総合的かつ計画的に推進します。

**方針1：市民が安全で安心して暮らし続けることができる土地利用**

**方針2：魅力ある地域資源を活かし市民が愛着と誇りを持てる土地利用**

**方針3：生活機能が集積した誰もが住みやすい土地利用**

**方針4：新たな交通体系を活かした広域的視点からの土地利用**

**方針5：調和のとれた産業の発展を支え、まちの活力を創出する土地利用**

**方針6：市民力を活かした秩序ある土地利用**

## (2)土地利用ゾーニング

地域の個性を活かし、豊かな市民生活と活力ある産業を支える秩序ある土地利用を推進するために、土地利用の基本方針を踏まえて、市街地形成ゾーン、地域資源活用ゾーン、地域交流ゾーン、田園集落ゾーン及び自然共生ゾーンの5つを位置付けます。

### ① 市街地形成ゾーン

都市拠点と地域拠点を中心に、安全で快適な都市基盤の整備と景観形成に配慮したうるおいのある都市空間の形成を図り、子育て世代から高齢者まで誰もが住みやすい居住エリアを形成するとともに、活力ある産業を支援する商業・工業・業務機能を維持・誘導する地域を、市街地形成ゾーンとして位置付けています。

### ② 地域資源活用ゾーン

広域連携軸に近接した地域を中心に、立地特性を活かして新たな産業を誘導する地域と、周辺の集落地や景観と調和しながら、地域特有の資源を活かし交流を創出する地域を、地域資源活用ゾーンとして位置付けています。

### ③ 地域交流ゾーン

交流拠点を中心に、観光、文化・レクリエーションなどの情報発信機能の充実と連携を図り、様々な交流を促進するとともに、多くの人を訪れ、地域の個性が輝きにぎわいを創出する地域を、地域交流ゾーンとして位置付けています。

### ④ 田園集落ゾーン

魅力的な農の風景の中で健康的でゆとりある生活を営む集落地と、その周辺に広がる、生産基盤が整備され、保水や水源のかん養などの公益的機能を有する優れた農地を、田園集落ゾーンとして位置付けています。

### ⑤ 自然共生ゾーン

都市空間にとけあい、ゆとりとやすらぎを生み出す貴重な自然環境を有し、特徴的な景観を形成する小笠山丘陵地及び浅羽海岸地域を、自然共生ゾーンとして位置付けています。

## (3)拠点

多様な都市機能の備わった誰もが住みやすいまちを形成していくため、都市を構成する地域の特性を踏まえて、都市拠点、地域拠点、集落拠点及び、交流拠点の4つを拠点として位置付けます。

### ① 都市拠点

J R袋井駅周辺から市役所周辺に広がる市街地には、文化、商業、業務機能等生活に必要な多様な都市機能の集積を図り、商業購買客や観光交流客が集散し回遊する、市の顔となる中心核として位置付けています。

### ② 地域拠点

上山梨地区の市街地には、文化、商業、業務機能、愛野駅周辺から小笠山総合運動公園に広がる市街地には、レクリエーション、商業、文化機能、浅羽支所やメロープラザ周辺の市街地には、文化、生活機能それぞれの集積を図り、個々の地域特性を活かした活動の中心となる地域拠点を、中心核を補完する3つの副次核として位置付けています。

### ③ 集落拠点

都市拠点や地域拠点との連携を図りながら集落の生活・コミュニケーション機能の充実と多様な交流を促す拠点として、公民館などの地域コミュニティ施設を、集落拠点として位置付けています。

### ④ 交流拠点

市内外の多様な人々の交流を促すため、遠州三山などの歴史的資源や小笠山総合運動公園などの文化・レクリエーション施設等、魅力ある観光資源を交流拠点として位置付けています。

## (4)骨格軸

都市拠点や地域拠点などの効果的な連携や、都市の個性を生み出す特徴的な都市施設や自然環境を踏まえて、都市軸、広域連携軸、交流軸、及び景観軸の4つを骨格軸として位置付けています。

### ① 都市軸

中心核となる都市拠点を中心に、連続したにぎわいと活気ある市街地空間を持続的に発展させていくため、都市拠点と副次核となる3つの地域拠点を効果的に結び付ける南北と東西の軸を、都市軸として位置付けています。

### ② 広域連携軸

周辺市町との広域的な連携を図るため、都市間交流を支える主要幹線道路や鉄道を広域連携軸として位置付けています。

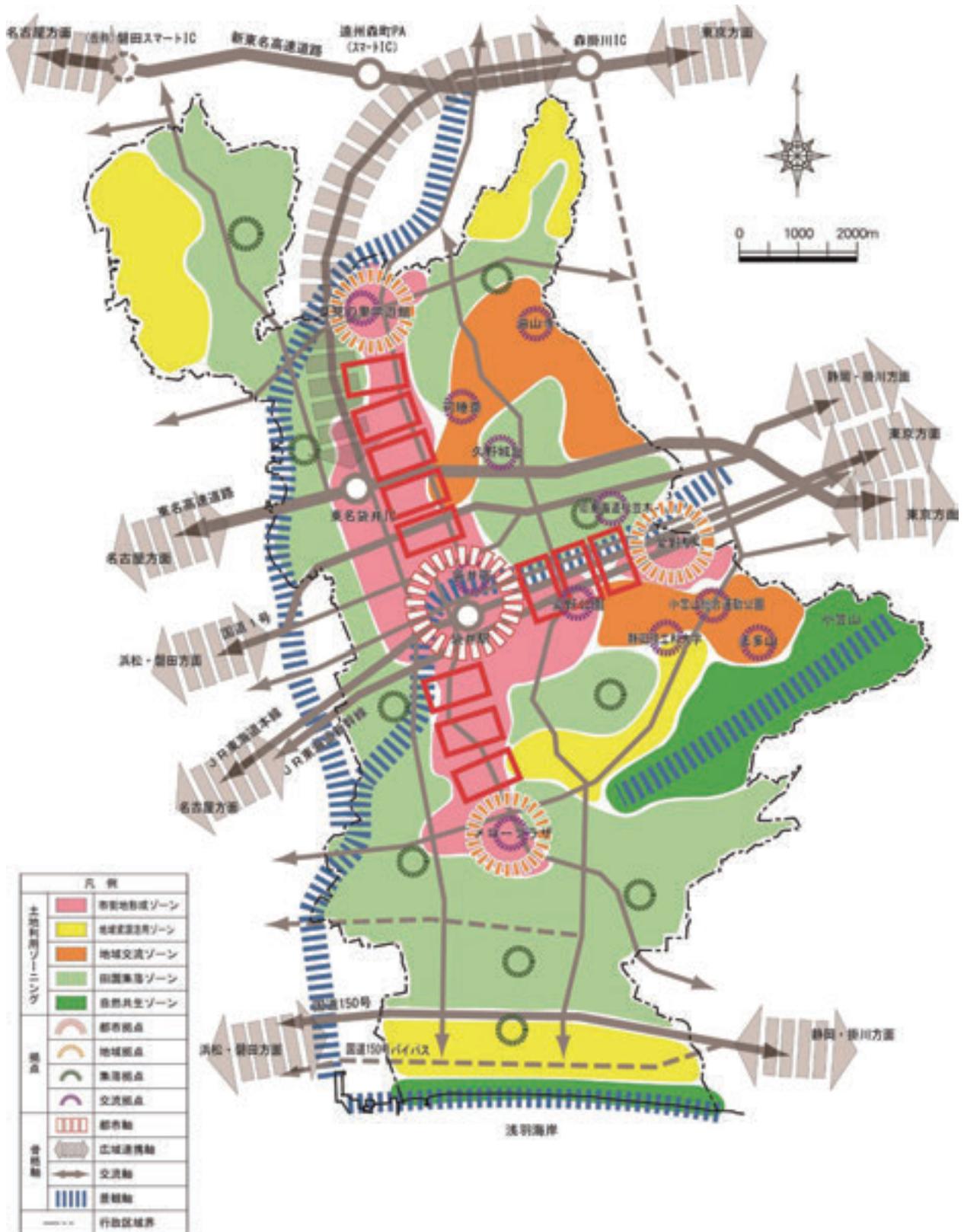
### ③ 交流軸

都市軸を中心に市内の集落拠点や交流拠点との交流を促進するため、市内の交流を支える幹線道路を、交流軸として位置付けています。

### ④ 景観軸

白砂青松の浅羽海岸地域、太田川・原野谷川などの河川及び小笠山丘陵などの緑の稜線は、広大な遠景及び緑地が見通しできる空間であり、豊かで美しい都市景観の背景となる景観軸として位置付けています。

# 将来都市構想図



第1章  
第2章  
第3章  
第4章

第1編 基本構想  
第1章  
第2章  
第3章

第1章 主要計画の目標

第2章 行政経営方針

第3章 第1節 施策体系

第2節 政策1 子ともがすこやかに育つまちを

政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを

政策3 すまじいまちを魅力あるまちにする

政策4 産業活力みなぎるまちを

政策5 安全・安心に暮らしを

政策6 市民がいきいきと活躍するまちを

第2編 基本計画

付属資料

## 第3節 財政計画

### (1)財政運営の基本的な考え方

本市は、平成17年4月の合併以降、「第1次袋井市総合計画」に基づき、各種の政策や事業に取り組み、新市のまちづくりを積極的に進めてきました。

この結果、市民生活の向上が図られてきた一方で、財政的には、これらを維持するための経常経費が増加し、硬直化が進んでいます。

また、今後は、人口減少や少子高齢化の進展、公共施設の老朽化の進行、さらには、合併特例期間の終了に伴う普通交付税の縮減など、財政状況は厳しい局面を迎えることとなります。

このような中、財政の健全性を維持しながら、総合計画のまちの将来像である「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」の実現に向けた諸施策を着実に推進するためには、選択と集中による経営資源の有効活用をより一層徹底していく必要があります。

この財政計画は、今後の経済状況等を見通し、行政改革の取組なども踏まえて、厳しい状況下においても確かな財政運営が図られるよう、①建設事業債などの将来負担の抑制（地方債残高）、②不測の事態に備えての蓄えの確保（基金残高）、③経常収支比率の抑制による柔軟性の確保などを柱として、前期基本計画期間（平成28年度～平成32年度）における財政運営の指針として作成したものです。

### (2)財政計画の推計条件

区 分		推 計 方 法
歳入	市民税	◇平成26年度の決算額をベースに、内閣府試算（平成27年2月12日）による名目経済成長率（成長が緩やかな「ベースラインケース」）の見通しを勘案し推計。
	固定資産税	◇家屋：評価替え年度（H30）は7%の減、その他の年度は新増築により毎年度3.5%程度の増を見込む。 ◇償却資産：企業の設備投資の回復等を勘案し、リーマン・ショック以前の増加率（1.5%程度）で推移するものと見込む。
	地方譲与税	◇平成27年度見込額（総務省見込値）と同額で推移するものと推計。
	交付金	◇地方消費税交付金：税率の改正（平成29年4月以降1.7%→2.2%）を見込む。 ◇自動車取得税交付金：平成29年4月の廃止を見込む。
	地方交付税	◇普通交付税：平成28年度から平成32年度まで、合併特例加算の漸減を見込む。 ◇特別交付税：配分割合減少の影響を見込む。
	分担金及び負担金	◇平成27年度見込額を基本として、保育所の増加等に伴う影響を見込む。
	使用料及び手数料	◇平成27年度見込額を基本として、平成29年度以降は、消費税増税の影響を見込む。
	国庫・県支出金	◇普通建設事業費に係る支出金については、実施計画に基づき推計。 ◇扶助費、社会保障関係繰出金（国保等）に係る支出金については、歳出見込みに基づき推計。
	繰入金	◇財政調整基金、減債基金及び地域振興基金等の活用を見込み推計。
	地方債	◇建設事業債：実施計画に基づき推計。（合併特例債は、平成31年度までに限度額をすべて起債するものとして推計。） ◇臨時財政対策債：普通交付税の推計と連動し推計。
その他	◇財産収入、寄附金、繰越金、諸収入について、平成27年度見込額を基本として推計。	
歳出	人件費	◇一般行政職・幼稚園教諭・保育士は現状維持、技能労務職は退職不補充として推計。
	扶助費	◇対象事業ごとに対象者数の増減等を見込み推計。
	公債費	◇新発債については、償還期間を事業により10年～20年、借入利率を2.0%として推計。
	物件費	◇平成27年度見込額を基本とし、施設の新設等の特殊要因を勘案して推計。 ◇消費税については、平成29年4月に10%に増税されるものとして推計。
	維持補修費	◇平成27年度見込額を基本として推計。
	補助費等	◇一部事務組合への負担金、企業会計への補助金は、対象組合・会計の事業計画を勘案して推計。 ◇その他については、平成27年度見込額を基本とし、特殊要因を勘案して推計。
	繰出金	◇対象特別会計の事業計画を勘案して推計。
	投資的経費	◇実施計画に基づき推計。
その他	◇平成27年度見込額を基本として推計。	

### (3)財政計画 (平成28年度～平成32年度)

#### 【歳入】

(単位：百万円)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	平均伸び率
地方税	14,410	14,628	14,363	14,468	14,666	0.44%
地方譲与税	370	370	370	370	370	0%
交付金	1,939	2,058	2,372	2,398	2,428	5.78%
地方交付税	2,810	2,580	2,490	2,450	2,310	▲ 4.78%
普通	2,360	2,180	2,090	2,050	1,910	▲ 5.15%
特別	450	400	400	400	400	▲ 2.90%
分担金・負担金	498	616	616	616	616	5.46%
使用料・手数料	337	343	343	343	343	0.44%
国庫支出金	3,784	3,813	3,476	3,398	3,476	▲ 2.10%
県支出金	2,296	2,053	2,026	2,023	1,923	▲ 4.34%
繰入金	690	590	540	240	390	▲ 13.3%
地方債	3,680	4,180	4,360	4,380	2,870	▲ 6.03%
臨時財政対策債	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	0%
その他	1,986	1,969	1,944	1,964	1,958	▲ 0.35%
歳入合計	32,800	33,200	32,900	32,650	31,350	▲ 1.12%

#### 【歳出】

(単位：百万円)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	平均伸び率
人件費	4,576	4,497	4,231	4,196	4,359	▲ 1.21%
扶助費	5,263	5,647	5,677	5,709	5,744	2.21%
公債費	3,409	3,474	3,534	3,515	3,445	0.26%
義務的経費計	13,248	13,618	13,442	13,420	13,548	0.56%
物件費	5,253	5,300	5,329	5,391	5,445	0.90%
維持補修費	350	350	350	350	350	0%
補助費等	5,546	5,297	5,307	5,300	4,935	▲ 2.88%
繰出金	3,186	3,297	3,358	3,438	3,549	2.73%
投資的経費	5,070	5,190	4,970	4,610	3,400	▲ 9.51%
その他	147	148	144	141	123	▲ 4.36%
歳出合計	32,800	33,200	32,900	32,650	31,350	▲ 1.12%

#### 【財政指標等】

(単位：百万円・%)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地方債残高	26,292	27,274	28,422	29,661	29,509
(うち臨時財政対策債)	11,255	11,746	12,237	12,729	13,262
財政調整基金・減債基金残高	2,100	2,000	1,950	1,900	1,900
実質公債費比率	9.5	9.4	9.3	9.3	9.3
将来負担比率	53.9	52.8	56.0	69.7	70.3
経常収支比率	90.7	90.3	89.8	89.8	89.2

第1章 序

第2章 第1編 基本構想

第3章 第1節 主要目標の計画

第4章 第2節 行政経営方針

第5章 第1節 施策体系

第6章 第2節 政策1 子育てがすこやかを

第7章 第2節 政策2 健康長寿で暮らしを

第8章 第2節 政策3 すまじく魅力あるまちを

第9章 第2節 政策4 産業活力を

第10章 第2節 政策5 安全・安心な暮らしを

第11章 第2節 政策6 市民がいきいき

# 第2章 行政経営方針

## まちの将来像

活力と創造で  
未来を先取る  
日本一健康文化都市

## まちづくりの基本目標

子どもがすこやかに育ち  
みんなが健康で  
幸せに暮らすまち

「子育てするなら袋井市」

活力にあふれ  
潤いと安全・安心を  
実感できるまち

「定住するなら袋井市」

つながりと交流を大切にし  
豊かな市民力で  
未来を拓くまち

「市民力なら袋井市」

## 政策・取組

### 政策1 子どもがすこやかに育つまちを目指します

- 取組
- 1 市民総参加で子育て環境の充実
  - 2 未来に輝く若者の育成
  - 3 教養ゆたかな人づくり

### 政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します

- 取組
- 1 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進
  - 2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進
  - 3 安心できる地域医療の充実
  - 4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進
  - 5 親しみやすい市民スポーツの推進

### 政策3 快適で魅力あるまちを目指します

- 取組
- 1 暮らしたくなる都市拠点の創出
  - 2 誰もが移動しやすいまちづくり
  - 3 花と緑と水のまちづくり
  - 4 恵みある河川・海岸づくり
  - 5 豊かな環境の醸成と継承
  - 6 生活を快適にするICT環境の構築

### 政策4 活力みなぎる産業のまちを目指します

- 取組
- 1 産業の新たな展開の推進
  - 2 戦略的な観光の推進
  - 3 経営力の高い農業の振興
  - 4 魅力的な商業の振興
  - 5 雇用環境の充実

### 政策5 安全・安心に暮らせるまちを目指します

- 取組
- 1 地震災害に強いまちづくりの推進
  - 2 治水・治山対策の推進
  - 3 交通安全・防犯対策の推進
  - 4 消防・救急救助体制の充実
  - 5 安全な水の安定供給

### 政策6 市民がいきいきと活躍するまちを目指します

- 取組
- 1 市民と行政の協働によるまちづくり
  - 2 多様な文化の創造
  - 3 共生社会の確立

基本構想（計画期間10年）

前期基本計画

## 行政経営方針（第2次行政改革大綱の3つの基本方針）

前期基本計画における、政策・取組を横断的につなぎ、それぞれの具体的な事業をより効果的に推進するため、第2次袋井市行政改革大綱の3つの基本方針を行政経営方針として位置付けます。

### 市民とともに高め合う 行政経営

市民、自治会、市民活動団体、NPO、企業、大学などの多様な主体と行政が良きパートナーとなって、それぞれの役割と責任を担い合うことにより、市民満足度の高い行政経営を目指します。

また、行政データのオープン化などにより、市が保有している様々な情報を利用しやすい形で提供するなど、透明性・公平性が確保された適正な情報公開を推進します。

### 自主性・自立性の高い 行政経営

明確なビジョン（目標）、戦略（行動計画）、ミッション（使命・実践）を掲げ、人・物・財源・情報といった経営資源を有効活用することにより、自主性・自立性の高い行財政基盤を確立します。

また、マーケティング力や統計指標などの分析力を強化し、戦略的な事業展開を図ります。

### コストと成果を重視した 行政経営

職員一人ひとりの能力向上と柔軟で機動的な組織体制の構築を図るとともに、コストと成果を重視することにより、行政サービスの最適化を図ります。

また、ICTを積極的に活用することにより、行政手続きの電子化や行政情報の公開など、市民ニーズに的確に対応し、効率的で迅速な自治体運営を目指します。

（計画期間5年）

第1章  
第2章  
第3章  
第4章

第1編  
基本構想  
第1章  
第2章  
第3章

第1章  
主要計画の  
目標

第2章  
行政経営  
方針

第3章  
第1節  
施策体系

第2節  
政策1  
か子ともがすこや  
目指します

政策2  
しを楽しむまち  
目指します

政策3  
すまち適を魅力ある  
目指します

政策4  
し業活のまちなぎる  
目指します

政策5  
指らせ安全・安心に  
目指します

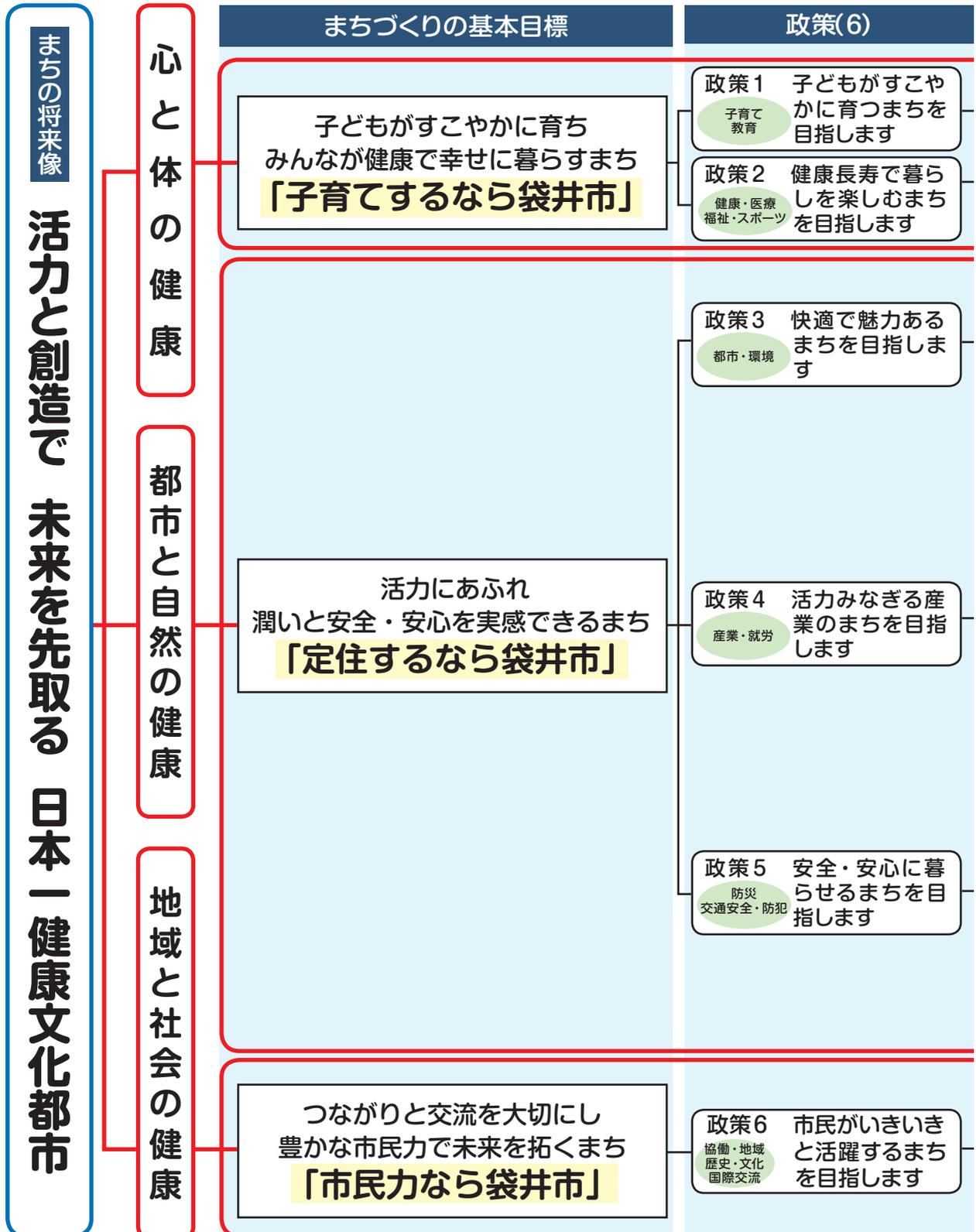
政策6  
をと活躍するまいき  
目指します

第2編  
基本計画

付属資料

# 第3章 施策別計画

## 第1節 施策体系



## 取組(27)

## 取組の基本方針(121)

### 取組1 市民総参加で子育て環境の充実

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 1 子どもを産み育てる環境の整備推進    | 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供 |
| 3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備 | 4 子育てと仕事の両立の支援       |
| 5 子育て世帯の不安の解消         | 6 子どもの安全の確保          |

### 取組2 未来に輝く若者の育成

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 1 ゆたかな心を育む教育の推進      | 2 確かな学力を育む教育の推進        |
| 3 健やかでたくましい体を育む教育の推進 | 4 子ども一人ひとりを大切にしたい支援の充実 |
| 5 地域とともにある学校づくりの推進   | 6 質の高い教育環境の整備          |

### 取組3 教養ゆたかな人づくり

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 1 徳育の推進               | 2 生涯学習活動の充実        |
| 3 社会全体が連携した青少年健全育成の推進 | 4 図書館機能の充実と読書活動の推進 |

### 取組1 生涯あわせに暮らす健康づくりの推進

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1 地域における健康づくりの推進   | 2 各年代における健康づくりの推進 |
| 3 生活習慣病の発症予防と重症化予防 | 4 栄養・運動など生活習慣の改善  |
| 5 心の健康づくりの推進       |                   |

### 取組2 いきいきと暮らせる健康長寿の推進

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1 健康と生きがいづくりの推進 | 2 地域包括ケアの充実  |
| 3 住みやすいまちづくりの推進 | 4 支え合う仕組みの構築 |
| 5 介護保険事業の円滑な実施  |              |

### 取組3 安心できる地域医療の充実

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1 切れ目のない地域医療体制の確保 | 2 救急医療体制の確保 |
| 3 医療と介護の連携強化      |             |

### 取組4 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| 1 自立した生活の支援         | 2 社会福祉施設の整備支援 |
| 3 障がい者への理解と地域の交流の支援 |               |

### 取組5 親しみやすい市民スポーツの推進

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 1 子どものスポーツ機会の充実と体力向上   | 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 |
| 3 誰もが気軽に取り組めるスポーツ環境の整備 | 4 アスリートを育てる競技スポーツの推進   |

### 取組1 暮らしやすくなる都市拠点の創出

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| 1 コンパクトに生活機能が集約した都市拠点の形成 | 2 安全で魅力ある市街地の形成及び再生 |
| 3 地域資源の保全と良質な景観形成の推進     | 4 総合的な住宅施策の推進       |
| 5 まちづくりへの市民参加の推進         |                     |

### 取組2 誰もが移動しやすいまちづくり

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1 利用しやすい公共交通網の構築 | 2 安全で円滑な道路整備の推進 |
| 3 協働によるまちづくりの推進  | 4 道路の老朽化対策の実施   |

### 取組3 花と緑と水のまちづくり

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 1 身近な公園・広場の創出     | 2 花を通した市民の健康づくり・交流の促進 |
| 3 歩いてみたくなる水辺空間の創出 | 4 公共緑地の適切な管理と宅地内緑化の推進 |

### 取組4 恵みある河川・海岸づくり

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| 1 環境に配慮した河川・排水路の整備推進 | 2 河川愛護の推進   |
| 3 美しい海岸の創出           | 4 海岸侵食対策の推進 |
| 5 防潮堤整備と利活用の推進       |             |

### 取組5 豊かな環境の醸成と継承

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| 1 資源循環型社会の推進 | 2 環境保全意識の高揚     |
| 3 地球環境の保全    | 4 郷土の豊かな水辺環境の保全 |
| 5 生活環境の保全・改善 | 6 快適な環境の創造      |

### 取組6 生活を快適にするICT環境の構築

- |                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| 1 ICTを活かした先進性の高いまちづくりの推進 | 2 新たな価値の創出と地域活性化につながるICTの活用 |
| 3 ICTを活用できる人材の育成         | 4 ICTインフラの整備                |

### 取組1 産業の新たな展開の推進

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1 新たな展開への支援 | 2 活力ある工業の振興     |
| 3 企業誘致の推進   | 4 人材育成と経営力向上の支援 |

### 取組2 戦略的な観光の推進

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1 袋井ブランドの創出   | 2 マーケティングの推進 |
| 3 担い手の充実と育成   | 4 おもてなしの充実   |
| 5 戦略的な商品販売の支援 |              |

### 取組3 経営力の高い農業の振興

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 1 次代の担い手育成の推進     | 2 農地の適正利用と基盤整備         |
| 3 農産物の高付加価値化と販路拡大 | 4 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進 |
| 5 農地の多面的機能の維持     | 6 農資源のさらなる有効活用         |

### 取組4 魅力的な商業の振興

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 1 事業者等の経営体質の強化    | 2 魅力ある個店づくりの推進           |
| 3 商店街活性化に向けた取組の推進 | 4 消費者トラブルの解決と防止のための啓発の推進 |

### 取組5 雇用環境の充実

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1 雇用の安定と促進 | 2 就労支援の推進 |
| 3 勤労者福祉の充実 |           |

### 取組1 地震災害に強いまちづくりの推進

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 一般住宅の地震対策 | 2 地域防災力の強化  |
| 3 津波被害軽減の推進 | 4 原子力災害への対策 |
| 5 防災拠点施設の強化 | 6 医療救護体制の強化 |

### 取組2 治水・治山対策の推進

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1 総合的な治水対策の推進   | 2 土砂災害への対策 |
| 3 急傾斜地崩壊対策事業の促進 |            |

### 取組3 交通安全・防犯対策の推進

- |                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 1 子どもを交通事故から守る取組の推進       | 2 高齢者の事故防止の推進   |
| 3 交通安全対策の推進と自転車等の運転マナーの向上 | 4 地域における防犯活動の支援 |
| 5 空き家・空き地対策の推進            |                 |

### 取組4 消防・救急救助体制の充実

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1 消防力の強化    | 2 火災予防の推進  |
| 3 救急救命体制の強化 | 4 消防団活動の支援 |

### 取組5 安全な水の安定供給

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 水道水の安定供給の確保 | 2 水道事業の健全経営の確保 |
|---------------|----------------|

### 取組1 市民と行政の協働によるまちづくり

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1 自治会(連合会)活動の維持・促進 | 2 市民活動の促進          |
| 3 交流・連携の機会の創出      | 4 パートナーシップによるまちづくり |
| 5 地域コミュニティの充実・支援   | 6 活動拠点の整備・支援       |

### 取組2 多様な文化の創造

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| 1 文化・芸術の推進 | 2 郷土の歴史や文化財の保護・顕彰   |
| 3 多文化共生の推進 | 4 国際化に向けた人材育成と環境の整備 |

### 取組3 共生社会の確立

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1 男女共同参画社会の実現  | 2 女性の活躍の推進    |
| 3 生活困窮家庭の生活支援  | 4 虐待の予防及び早期対応 |
| 5 人権意識の向上と人権擁護 |               |

第1章 序

第2章 第1編 基本構想

第3章 第1節 計画の主要目標

第4章 第2節 行政経営方針

第5章 第3節 施策体系

第6章 政策1 子どもがすくすく育ちます

第7章 政策2 健康長寿で暮らしを楽しみます

第8章 政策3 すまじく快適な暮らしを目指します

第9章 政策4 産業活力をまなびを指します

第10章 政策5 安全・安心な暮らしを目指します

第11章 政策6 市民が活躍するまちを目指します

付属資料

